

CIRJE-J-20

近世日本の経済発展と株仲間：歴史制度分析

東京大学大学院経済学研究科

岡崎哲二

1999年11月

このディスカッション・ペーパーは、内部での討論に資するための未定稿の段階にある論文草稿である。著者の承諾なしに引用・複写することは差し控えられたい。

The Role of Merchant Coalition in Pre-modern Japanese Economic Development : Historical Institutional Analysis

Tetsuji Okazaki

Faculty of Economics, The University of Tokyo

Abstract

This paper analyzes the role of merchant coalition (*kabu-nakama*) in 18th and early 19th Century Japan, from a standpoint of the historical institutional analysis (Greif[1997]). The quantitative economic history literature has made clear that sustainable economic growth based on a market economy started at the end of 18th century in Japan. On the other hand, the central government (*Bakufu*), from time to time, legislated ordinances which prescribed that suits on pecuniary matters would not be accepted (*aitai sumeshi rei*). In other words, the public system for third-party contract enforcement did not work well.

Activities of merchant coalition substituted for the public third-party enforcement in pre-modern Japan. Many of the merchant coalitions' codes prescribed that all of each coalition's members should suspend transaction with those who cheated any one of the members of the coalition. This was the multiple punishment strategy (MPS), formulated by Greif[1993]. The MPS of the merchant coalition reduced incentive for the players in the market to cheat, which in turn, promoted development of a market economy. It is remarkable that the Japanese merchant coalition applied the MPS not only to ordinary commodity trade, but also to putting out system and employment.

We empirically tested the above hypothesis on the function of coalition. In 1841, *Bakufu* prohibited the coalition intending to eliminate monopoly. This event can be regarded as a natural experiment, appropriate to investigate the role of the coalition. The above hypothesis implies that prohibition of the coalition lowered the performance of the market economy. This implication was checked with the data of money supply and commodity prices. We found that, as predicted by the hypothesis, growth rate of the real money supply went down, and that the efficiency of price arbitrage declined.

近世日本の経済発展と株仲間：歴史制度分析*1

岡崎哲二

東京大学

1.はじめに

この論文では、歴史制度分析の枠組みを用いて近世日本における株仲間の役割を再検討する。その際、三つのグループの文献を前提とする。第一のグループは経済史の制度分析に方法に関する文献である。North and Thomas[1973]は、経済発展の基本的な原因としての制度、特に所有権を保護する公的制度の重要性を強調した。これをふまえてGreif[1989]をはじめとするグラифの一連の研究は、ゲーム理論を応用することによって制度が生成・存続するメカニズムを経済学的に分析し、歴史制度分析という経済史の新しい研究領域を開いた。

第二のグループは、戦前以来蓄積されてきた近世日本経済史に関する諸研究である。これらの研究の多くは、よって立つ経済理論のいかんを問わず、広い意味で市場経済の発展に関心を払ってきた。また、程度の差はあるにせよ、近世の日本において経済活動のコーディネーションの少なくとも重要な部分が市場によって担われたという点について、広く共通の理解を形成してきた。特に、一九七〇年代以降に進展した数量経済史研究は、伝統的な経済史研究の中で提起された、近代に連続する経済発展が近世後期に始動したという見方に対して新しい視点と定量的な論拠を与えた（新保[1978]；新保・齊藤[1989]）。

数量経済史を中心に近世の経済発展を高く評価する研究が進んだことに対応して、経済発展の制度的基礎に焦点をあてた研究も行われている。代表的文献である岩橋[1988]は、ノースの視点に立脚して、近世の日本で経済発展に適合的な制度が整備されたことを強調した。政治体制の長期的安定、農民の土地に対する権

*1この論文の執筆にあたって、宮本又郎教授（大阪大学）、清川雪彦教授（一橋大学）、安場保吉教授（大阪学院大学）をはじめとする1999年度社会経済史学会大会パネルセッション参加者、神取道宏教授（東京大学）、倉沢資成教授（横浜国立大学）、井伊雅子助教授（同）をはじめとする東京大学・横浜国立大学におけるセミナー参加者、および「取引制度の経済史」研究会参加者から有益なコメントとご教示を得た。記して感謝の意を表したい。いうまでもなく、有りうべき誤解は筆者の責任である。

利の強化、農民に増産インセンティブを与える土地税制、商工農分離、度量衡の統一などである。岩橋[1988]が近世日本経済史に制度の視点を導入したことの意味は大きいが、そこではノースの枠組みにおいて本質的な一つの論点の検討が欠けている。それは、公権力による契約の第三者執行（third-party enforcement）の制度に関する検討である。第2節で論じるように、近世の日本では、公権力による契約の第三者執行に不備があった。近世日本で高水準の経済発展と公的な第三者執行の不備が併存したとする、これはノースの枠組みにおいては説明できないパズルとなる。このパズルの解決が本章の主要な課題の一つとなる。ここでは解決のための鍵は株仲間にあると考えている。

第三のグループは、本章が直接に対象とする株仲間そのものに関する文献である。株仲間については宮本又次の古典的な研究がある（宮本[1938]）。宮本はその中で次のように述べている。「株仲間の如き中間社会の存在するは国家または公的権力の未発達を前提として可能たるべきもの」であり、「当時（近世－引用者）は未だ統一的な成定商法なく、商慣習の公認規定せられたものがなかった。ただ株仲間の規定する伝統に基づく商事慣習のみが、商取引の基準であり商事裁判亦これに準拠して処断された。又奉行所に訴訟するに先立って、仲間に於て示談し、仲裁し、紛争を未然に解決することが屡々であった」（pp.151-152）。すなわち宮本[1938]は、公権力による第三者執行が不備な前近代社会において、私的な組織が商取引契約を執行する役割を担ったという重要な論点をすでに1930年代に事実上提起していたといえる*2。

この章では、宮本[1938]を継承し、株仲間を契約執行のための制度と見て、その存続のメカニズムと機能を歴史制度分析の視点から分析する。その際、本章では株仲間機能の理論的な解釈にとどまらず、それを実証的にテストすることを試みる。今日までの歴史制度分析の一つの弱点として、ゲーム理論を応用した他の分野と同様に実証が必ずしも容易ではなく、実証研究の蓄積が少ないという点が

*2株仲間にに関する戦後の研究史については今井[1989]、岩淵[1994]を参照。戦後の研究は、株仲間を幕藩体制を構成する仕組みの一つとして位置づける方向に進展した。津田[1961]、林[1967]、中井[1971]等がその代表的な文献である。最近では、吉田[1985]、今井[1989]等、株仲間の都市社会集団としての側面に焦点をあてた研究が進んでいる。これらの研究との関連では、本章は、宮本[1938]が強調しながら、戦後の研究において主要な対象とされなくなった株仲間の取引制度としての側面にあらためて光を当てることを意図したものということができる。

挙げられる*3。この点で近世日本の株仲間を対象とすることの意味は大きい。後述するように、徳川幕府は1842年に天保改革の一環として株仲間をほぼ全面的に禁止し、解散させた。この出来事は貴重な歴史的実験（natural experiment）とみることができる。本章ではこの点に着目して、株仲間の機能に関する理論的仮説を記述資料と数量データによってテストする。

本章は次のように構成される。第2節では先行研究に基づいて近世日本の経済発展について確認し、あわせてその枠組みとなった法制度について検討して、上記のパズルを提示する。第3節では、株仲間の規約の分析を通じてその取引制度としての機能に関する理論解釈を提示する。第4節では天保改革時の「実験」を利用して、第3節で示した理論的解釈の妥当性を検証する。第5節はまとめにあてられる。

2. 経済発展と法制度

(1) 市場経済の発展：概観

近世日本の経済発展の数量的な把握を試みた研究は、①実体経済の規模と社会的分業の程度に関するもの、および②市場機構の機能に関するものに大きく分けることができる。①のうち明石[1989]は、1725年～1856年の実質貨幣残高を推計し、1780年代まで実質貨幣残高に上昇トレンドは認められないこと、および1790年以降1850年代まで年率0.7%程度の上昇トレンドが生じたことを明らかにした（図1）。明石はマーシャルのkが一定という仮定を置いて、実質貨幣残高に関する上の事実が経済成長率の推移を反映すると解釈している。マーシャルのkが一定という仮定はかなり厳しいものであるが、仮にこれを受け入れるとすれば、上の発見の含意は大きい。第一に近代以前に持続的経済成長が始動しており、第二にその起点が有力な「文政期インフレーション仮説」*4のいう1820～30年代ではなく1790年前後にあったという点である（明石[1989]、pp. 47-48）。1790年前後に持続的経済成長への転換点があったという論点は、本章の視点から見て重要な意味を持っている。次節で述べるように、この時期は株仲間が急速に普及した「田沼時代」にあたるからである。

起点を1790年前後と見るか1820～30年代と見るかは別として、ラフに19世紀始め前後に持続的経済成長が始まったという点については広く見解の一致がある。

*3この点は、Econometric Society の World Congress (1995年) でのGreifの招待講演に対する筆者のコメントの中で指摘した。

*4「文政期インフレーション仮説」については新保[1978]、梅村[1981]、宮本[1989]を参照。

速水・宮本[1988]は、1730、1750、1800、1850年の人口と耕地面積の推計によって、1730～1800年から1800～1850年にかけて人口と耕地面積の増加率がともに上昇したことを明らかにした（p. 44）。また、西川・穂本[1977]は、『防長風土注進案』によって近世の終点に近い1840年代の長州藩「経済表」を作成し、藩内部の社会的分業と藩域外との交易が著しく進展していたことを示した。また、よく知られているように、このような市場経済の発展は、活発な信用取引によって支えられていた（宮本[1966]、p. 61；藤田・宮本・長谷川[1978]、pp. 112-113）。

一方、②のグループには岩橋[1981]、宮本[1988]など、地域別米価の時系列データを用いて地域間の価格裁定を検討した一連の研究がある。宮本[1988]は、大阪・広島・名古屋・江戸・会津の5地域の米価変化率について相互の相関係数の平均値を1651年から1850年にいたる各50年の4期間について算出し、それが17世紀後半の0.57から19世紀前半の0.72まで上昇傾向をたどったことを見いだした。期間を1701年以降にかぎって地域を12に増やした場合には上昇傾向は消えるが、相関係数の平均値は一貫して0.7前後の値を保つ（表1）*5。いずれにしても18世紀以降については各地域の米価変化率には高い正の相関があり、これは地域間の価格裁定が有効に機能していたことを示している。

②のグループには別の観点から市場機構の機能に焦点をあてた研究もある。大阪堂島の米市場が世界の先物市場の歴史の中で早期の例であったことはよく知られている（Duffie[1989]、p. 3）。伊藤[1993]は、堂島米市場が現代の金融理論の意味で効率性を持っていたかどうかをテストし、脇田[1996]がその再検討を行った。堂島米市場では「帳合米」と呼ばれる先物の標準米が、清算機構と会員組織をもった市場で毎日取引され、毎日の取引値段で差金決済が行われるており、その点で堂島米市場は現代の先物（futures）市場と同じ仕組みを備えていた。帳合米は一定期間の間取引され、その初日の価格を初相場、最終日の価格を仕舞相場という。

伊藤[1993]は、帳合米の初相場が仕舞相場の偏りのない予想値になっていたかどうかを検定することを通じて、堂島の米先物市場の先物市場としての効率性をテストした。その結果、初相場が仕舞相場の偏りのない予想値であるという仮説は棄却された。これに対して脇田[1996]は、先物市場が春・夏・秋の季節ごとに開かれていた点に注目して、伊藤と同様の効率性のテストを月別に行った。その結果、少なくとも春市場と秋市場については効率性仮説が棄却されないという結果を得た。近世の日本は今日から見ても先端的な市場取引の仕組みを有していた

*5上記5地域のほか播州・福知山・防長・佐賀・熊本・信州・出羽の7地域。

といえよう。

(2) 法と裁判制度

前項の簡単なサーバイから明らかなように、近世の日本では市場機構がよく機能しており、遅くとも19世紀初めには持続的経済成長が始動した。ノースの枠組みにしたがった場合、上の事実は近世の日本で契約を執行するための公的制度が整備されていたことを予想させる。しかし以下に述べるように、この予想は事実と一致しない。

近世日本の法と裁判制度は、法制史の分野で長く研究されてきた。法制史の標準的な理解によると、近世の法と裁判制度はおおよそ以下のようなものであった。近世の法は、幕府直轄地を対象とする幕府法、大名領を対象とする領主法（藩法）、旗本知行地を対象とする地頭法に大きく分けられる。大名にはそれぞれ独自の法を制定する（自分仕置）権利が認められた。したがって各藩法は相互に異なり、幕府法との間にも相違があったが、幕府法は藩法の基準となっていた（石井[1960]、p. 368；笠井[1994]、pp. 137-141）。以下の説明は主として幕府法に関するものである。

近世の日本社会では司法と行政は未分離の状態にあり、行政機関である寺社奉行・町奉行・勘定奉行が裁判機関としての役割を担った。寺社奉行は寺社・寺社領に関する行政・裁判を担当し、裁判を担当する職員として寺社奉行吟味物調役を配下に有した。町奉行は寺社領を含む江戸全域の行政と裁判を担当した。勘定奉行は、幕府の財政と幕府直轄地の行政・裁判を担当した。寺社・町・勘定の三奉行より上級の裁判機関として三奉行と目付が構成する評定所が置かれた。評定所で審理が行われたのは、重大な刑事事件および、複数の裁判管轄権にまたがる民事事件であった。後者には三奉行の管轄相互に関係する事案のほか、幕府直轄地と大名領の間の事案も含まれた（滝川[1985]、pp. 156-159；笠井[1994]、pp. 147-148）。

上ですでに刑事・民事という今日の区分を用いたが、近世においても両者はそれぞれ吟味筋と出入筋として裁判手続きが区別されていた。吟味筋すなわち刑事事件については職権審理主義が採られ、犯罪が発生した場合、告訴の有無にかかわらず奉行所が犯人を逮捕し、取り調べのうえ裁判を行った。他方、出入筋すなわち民事事件については、原告が裁判機関に訴状を提出することによって裁判手続きが開始された（牧・藤原[1995]、p. 233）。本章に關係するのは主に出入筋である。

出入筋はさらに本公事・金公事・仲間事に区分された。金公事は、借金銀・売掛金などの利息付きで無担保の金銭債権に関する訴訟を指す。仲間事は私的な組

織のメンバー相互の利益分配に関する訴訟、本公事は右以外の出入筋全体を指した^{*6}。重要な点は、右の類型に応じて訴権の強さに差違があったことである。最も訴権が強かったのは本公事であった。本公事において債権者が勝訴した場合、裁判機関は10日～13カ月程度の日限を定めて債務者に一括返済を命令した。対局に置かれたのは仲間事であり、仲間事については内部で解決すべきという立場から、裁判機関はその訴訟を受理しなかった。金公事はその中間にあり、本公事と比べればその訴権は相対的に弱かった（牧・藤原[1995]、pp. 241-242；笠井[1994]、pp. 161-163）。

金公事の訴権の弱さを象徴的に示すのが相対済令である。相対済令は金公事を裁判機関が受理しないことを定めた法令であり、江戸については寛文元年（1661年）、同3年、天和2年（1682年）、貞享2年（1685年）、元禄15年（1702年）、享保4年（1719年）、延享3年（1746年）、寛政元年（1789年）、寛政9年（1797年）、天保14年（1843年）に相対済令が発令された（石井[1960]、p. 532）。17世紀半ばから19世紀半ばまでの約180年間の間に10回、すなわち平均すると20年弱に1回の割合で発令されたことになる。近世において相対済令は決して例外的な法令ではなかったといえる。

元禄15年の相対済令を例にとると、次のように規定している（石井[1982]第1章）。

近年金銀出入多、外之御用之差支にも罷成候間、拾八年以前丑年之通、去巳年迄金銀出入は取上無之、以相対、埒明候様に被申渡、当午之正月より之文可有裁許候、尤預り金買掛壳物之前金諸職人作料手間賃等惣て相対之筋にて金銀出入と同前之事

*6江戸後期の法律書「公裁録」は、本公事と金公事の対象を次のように列挙している。本公事は、「質地・作徳・請負金・買預米・夜具滞・給金・店立・船床書入・雑用金・両替金・家質・敷金・為替金・引負金・小作滞・預金・譲金・紛失物買取置不返・家蔵等壳渡金・水主雇前金・髪結床並廻り場所・銀札引替（但し最初金公事後に本公事）・慥成質物を以金銀貸候類・身代金出入」、金公事は「壳掛金・持參金・手付金・立替金・先納金・書入金・官金・祠堂金・仕入金・店賃金・貸金・普請金・利付預け金・利付定有之為替金・仕送金・米引当貸銀・年賦金・銀札引替（後に本公事）・職人手間賃・地代金・損料金・米手付金・馬代金・飯料滞・手間賃前貸・紛敷給金但手間賃前貸に准す・諸道具預け金銀貸・諸道具預証文にて金銀貸・諸物壳渡証文にて金銀貸・拝領屋敷地代店賃書入金銀貸」であった（牧・藤原[1995]、p. 248）。

金銀出入すなわち金公事が近年増加して、他の公務に差し支えが生じているため、18年前の丑年すなわち貞享2年の相対済令の場合と同様に、前年までの金公事は受理せず、相対すなわち当事者間で解決するよう申し渡すという内容である。発令の理由は、金公事が増加して評定所の能力が限界に達し、本公事の審理に支障を来たしたこととされている。この点は享保4年の相対済令の中でも指摘された。

その背景にあった事情については大石[1998]が明らかにしている。享保4年の相対済令の前年（1718年）に江戸町奉行所に提起された訴訟の総数は47,731件に達した。そのうち35,790件が公事として取り上げられ、さらにその9割以上にあたる33,307件が金公事であった。一方、1718年中に江戸町奉行所が処理できた公事の件数は11,651件にすぎなかった。これは江戸町奉行所の人的能力を考えれば当然といえる。すなわちその人員は奉行2名（南町と北町）のほか与力50名、同心100名～280名にすぎず（牧・藤原[1995]、p.180）、しかも彼らが司法だけでなく行政をも担当していた。江戸町奉行所が年間数万件の訴訟を有効に処理できたとは考えにくい。

相対済令は裁判機関が訴訟を受理しないというだけで、債権の存在そのものを否定するわけではない。しかし、近世の日本で公権力による契約の第三者執行が保証されなくなったという事実は重要な意味を持っている。公権力による第三者執行を重視するノースの枠組みでは、この事実と前章で確認した信用取引に支えられた市場経済の発展とを整合的に理解することはできない。第1節で述べたように本章は、このパズルを解決するための鍵を株仲間の役割に求めている。

3. 株仲間の組織と機能：多角的懲罰戦略

株仲間とは「株を有する者が相寄り相集まって結成する集団」をいう。この場合、「株」は公権力によって認可された営業特権を意味する。したがって株仲間は多くの場合、同業者によって組織された。営業特権としての株は株札と呼ばれる通常は木札に体現され、相続、貸借、質入れ、書き入れ、売買の対象となった。株を売却する場合、通常は仲間の同意を必要とした。株仲間は、意思決定機関としての寄合、執行機関としての行司を備えていた（宮本[1938]、第3章）。

徳川幕府は当初、豊臣政権の楽市楽座政策を継承して商人・職人間の申し合せ・寄り合いを禁止する政策をとったが、その政策は17世紀中頃から変化し、18世紀初めの享保改革時にはむしろ株仲間結成を政策的に促進し、流通・価格統制のために利用するようになった。株仲間の結成が急速に進んだのは田沼意次が老中として幕府の実権を握った1770-1780年代、いわゆる「田沼時代」である。田沼は、株仲間からの運上金・冥加金を幕府の財政基盤に組み込むとともに、株仲間

の広範な組織を通じて商品流通機構を整備することを意図した（井上他[1988]、p. 823；新保[1978]、p. 308）。

宮本[1938]は、株仲間の機能を「独占機能」、「権益擁護機能」、「調整機能」、「信用保持機能」の4種に整理しているが、「権益擁護機能」と「調整機能」に分類されているものの中に取引契約の執行に関する機能が含まれている。例えば、大阪「塩問屋定法」（寛保元年、1741年）には「当地中買衆之内塩代銀不埒之仁有之候はば問屋中申合一切商売致間敷候」という規定がある。仲買人の中で塩の代金について不正を働いたものがある場合、仲間が申し合わせてその仲買人との取引を停止するという内容である。

非常に興味深いことに、このような株仲間の行動様式は、Greif[1993]が中世地中海世界のマグリビ（Maghribis）商人の結託（coalition）について、ゲーム理論の枠組みを用いて定式化した「多角的懲罰戦略」（multiple punishment strategy）と事実上、同じものである。交通・通信手段が未発達な中世地中海世界では、海外との効率的な交易のためには在外代理人を置いてある程度の資金を委託する必要があった。一方、交通・通信手段が未発達であったという同じ事情のために、雇い主による在外代理人の監視が難しく、在外代理人が雇い主が委託した資金を詐取する可能性があった。そのため、在外代理人が資金を詐取しないことにコミットできないかぎり、代理人関係は成立せず、効率的な交易は行われない。

このような状況下でマグリビ商人は結託を組織し、次のような行動様式を探った。すなわち、自分だけでなく結託に属している他のいずれの商人に対しても不正を働いたことがない在外代理人のみを雇用し、自分が雇用した在外代理人が不正を働いた場合は解雇する。多角的懲罰戦略は繰り返しゲームにおけるトリガーウェイ戦略の一種だが、結託内の他の商人に対する不正にも懲罰を加える点に特徴がある。この戦略が採用された場合、あるマグリビ商人に不正を働いた在外代理人は、その商人から将来にわたって報酬を得る機会だけでなく、結託を結んでいる商人集団全体から将来にわたって報酬を得る機会を失うことになる。結託がない場合と比較すると、報酬が同じでも不正を働くことによって在外代理人が将来にわたって失う利益ははるかに大きく、そのことがマグリビ商人に対して不正を働くインセンティブを小さくする。また、このことは、在外代理人の誠実な活動を引き出すのに必要な効率賃金（efficiency wage）の水準をより低くするできるという

含意を持っている^{*7}。Greif[1993]は多角的懲罰戦略が繰り返しゲームの部分ゲーム完全均衡になっており、これが公権力による第三者執行が行われない中世地中海世界で活発な海外交易を可能にするメカニズムとなっていたことを示した。

近世日本の株仲間が商取引に関して多角的懲罰戦略を採用していたことを示す事例は上記の大坂の塩問屋仲間だけではない。表2は宮本[1938]が収集した株仲間規約の中から商取引に関する多角的懲罰と考えられるケースをすべて抜き出し、問屋仲間・仲買仲間別に年代順に配列したものである。問屋仲間規約8例、仲買仲間規約4例、計12例にのぼる。いずれの規約の文言も、ある取引相手が仲間の一人に対して何らかの不正を働いた場合、仲間全員がその相手との取引を停止すること、すなわち多角的懲罰を規定している。仲間による取引停止の対象となる不正の内容は代金の不払い・滞納が多く、問屋仲間規約8例中6例、仲買仲間規約4例中すべてがこれを対象として挙げている。他に、代金不払いの一部ともいえるが、口銭の不払い（A-②）、仲間の商人が購入した荷物の不渡し（A-③）、商品の品質不良（B-④）が取引停止の対象とされた。

株仲間が役割を果たしたのは通常の商取引にとどまらない。近世の工業における

*7マグリビ商人が結託内の他の商人に対して不正を働いた経歴を持つ在外代理人を雇用しない理由は次の通りである。在外代理人を雇おうとしている商人をAとしよう。一方、過去に結託内の商人に対して不正を働いたことがある在外代理人Bと不正の経験がない在外代理人Cがいたとしよう。在外代理人Bにとって、今回Aに対して不正を働いても働かなくても、将来結託内の商人から雇用される確率には変化はない。何故ならその在外代理人の履歴にはいずれにしても結託内の商人に対して不正を働いたことがあるという事実が記録されているからである。これに対して在外代理人Cは、今回Aに対して不正を働くことによってその履歴にあたらしく不正の事実が記録され、将来雇用される確率が低下する。したがって在外代理人CはBより不正を働くインセンティブが小さい。そのため、商人Aが在外代理人Bを雇用した場合、在外代理人Cを雇用する場合より不正を行われる可能性が大きく、したがって商人Aは不正の履歴がある在外代理人を雇用しない。

る主要な生産組織であった問屋制についても株仲間の役割が認められる*8。ランデスは、その古典的著作の中で比較制度論的な視点から問屋制を取り上げ、その固有の問題点として、生産過程を問屋が直接に管理していないことから生じる原料糸の詐取の可能性を強調した（ランデス[1980]、p. 68）*9。織物業の問屋制における織元（問屋）と機屋の関係は、上述のマグリビ商人と在外代理人と同じく典型的なエージェンシー関係と見ることができる。織元は在外代理人を雇用するマグリビ商人と同様にエージェント（機屋）の不正の可能性に直面していたのである。エージェントの不正が克服する何らかのメカニズムが存在しないかぎり問屋制は有効に機能しない。近世日本ではそのメカニズムは株仲間による多角的懲罰であったというのが本章の見方である。

問屋制によって生産が組織されたケースとして、事情が比較的明らかな絹織物産地、群馬県の桐生を取り上げよう。これら地方で商品として絹織物が作られるようになったのは18世紀以降であった。注目すべきことに、ほぼ同じ頃から桐生では織物生産の各工程を担う業者ごとに仲間が結成されるようになった。絹買仲間（1713年）、張屋仲間（1774年）、織屋仲間（1797年）など（桐生織物史編纂会[1935]pp. 360-361）。

これらのうち織屋仲間の文政7年（1824年）の規約（「文政七年申年二月改桐生織屋仲間掟」、表3-⑦）には、「績屋・賃機屋共に糸目格別にきれ候節は、右目ぎれ之糸代、よりちん織賃之内ニ而、急度引可申扱怪しき躰に候歟、惣而不埒之儀有之候ハハ、月行事へ申出べし、仲間一同糸機一切差出申間敷事」という条項があった。績屋とは織屋から糸の前貸しを受けてこれに撫りをかける業者、賃機屋とは同じく織屋から織機と糸の前貸しを受けて織物を生産する業者を指す。こ

*8近世の主要な工業であった綿織物業において問屋制の役割が大きかったことは、綿織物産地の盛衰から推測できる。阿部[1988]は、地方史・同業組合史などに散在している情報を積み上げるという作業を通じて、いくつかの重要な知見を導いた。第一に、綿織物が商品化された時期は多くの産地で18世紀後半以降であり、「いわゆる田沼時代は綿織物業の発達史上の画期であった」。第二に、18世紀以降発展した新興産地は概して近畿地方等の旧来からの産地に比べて急速に発展し、それら新興産地では多く問屋制が見られた。これらの事実は、問屋制が18世紀後半以降の新興綿織物産地の成長を導いたことを示唆している。

*9時代は異なるが、1900年代初めの泉州地方で、賃織業者が、原料糸の詐取、借金の踏み倒しなどの不正を織元に対して働いたことが知られている（阿部[1990]、pp. 203-204）。

これから19世紀初めの桐生で撚り糸工程と製織工程が、問屋制によって組織されていたことがわかる。織屋が績屋・賃機屋をエージェントとして生産を組織していたわけである。右の条項が定めているのは、これら績屋・賃機屋が納める製品の量が前貸した糸の量より明白に少ない場合の織屋の対処の仕方である。このような場合、織屋は減少した糸の代金を撚れないし織貸から差引くとともに、績屋・賃機屋が故意に糸を詐取した疑いがある時は、織屋仲間の月行司に申し出て、仲間全員がその績屋・賃機屋に対する生産の委託を停止することが規定されていた。

右の条項は二つの点で注目される。第一に桐生の織屋仲間が対処しようとしていたのは原料糸の詐取、すなわちランデスのいう問屋制に固有の問題点であった。第二にその問題に対して織屋仲間は、一軒の織屋に対して不正を働いた績屋ないし賃機屋と仲間全員が取引を停止するという多角的懲罰戦略によって対応した。同様の事例は大阪の問屋にも見られる。文化13年（1816年）の七組毛綿仲間の

「式目印形帳」には「右の職方仲間組合（紅無地屋・紅摺屋・形附紺屋・絞屋・堺当地更紗屋・同茜屋・藍無地屋・晒屋－引用者）名前之者に相限染地遣し可申候。万一右の職方名前之内に不法の儀仕候者有之候ば七組一統申合右之仁へは染地不申趣家別に書附帳置可申候」という条項があった（表3-⑤）。株仲間は、多角的懲罰戦略を通じて問屋制による生産の組織にまつわる取引コストを節約する役割を果たしていたのである。

さらに、株仲間の多角的懲罰戦略はエージェンシー関係にある経営内部の主体にも適用された。上で取り上げた桐生の織屋は績屋・賃機屋の問屋制による管理だけでなく、自家内にも雇用労働力を有していた。これに関して「文政七年申年二月改桐生織屋仲間掟」は「男女奉公人、並、日手間取之糸張機拵等、惣而不埒成儀ニ而も、為出候而、差置難相成筋ニ候ハハ、早速行事へ可申出、品により名前下げ札に致、一同召遣申間敷事」と規定していた。奉公人や日雇いの織物業者が不正を働いて放置できない場合は、仲間の行事に申し出、不正を働いた者の名前を周知して仲間全員で雇用をしないという規定である。これは経営内の雇用者に対する多角的懲罰にほかならない。

雇用者に対する多角的懲罰については宮本[1938]が挙げている株仲間規約の中に、商家の事例が多く見られる（表3）。宝暦元年（1751年）の「米両替仲間定」は、「召使、手代・子ども不届有之暇遣候はば、早退仲間へ相触れ可申、仮令其主人より差構無之候共其者仲間へ抱申間敷候」と規定している（表3-①）。召使・手代・丁稚などが不正を行って、彼らを解雇した場合、速やかに仲間に通知する。仮に解雇した元の雇主が差し支えなくても、仲間の両替屋はその解雇された使用者を雇用してはならないという内容である。

宮本はこうした再雇用禁止規定の意味について、前雇主の符丁・帳簿・顧客との

関係などが他の店に漏出することを防止する点を重視している。このことは、宮本[1938]で右の事例が「権益擁護機能」ではなく「調整機能」に分類されていることに示される。株仲間の中には、元の戸主が了解すれば他の仲間は被解雇者を雇用してよいと規定しているものもあったから、その場合は宮本の解釈が妥当であろう。しかし右の「米両替仲間定」のように、元雇主の了解いかんにかかわらず仲間による再雇用を禁止する規定は、ノウハウ等の漏出防止だけでは説明できない。これは、使用人に不正を働いた場合の将来にわたる期待収入を低下させて不正を防止する多角的懲罰と見るべきであると考えられる。

多角的懲罰としての性質は同じく宮本[1938]にある次の事例により明確に示されている。文化6年（1809年）の「御国産藍玉仲買名面帳」は「不奉公人は仲間に一統決而召抱申間舗事、但無事に暇を出候奉公人たりとも先主人へ引合之上にて相抱可候事」と定めていた（表3-④）。不正を働いた奉公人については仲間全員がいっさい雇用しない。ただし解雇ないし退職の理由が不正ではない場合は元の雇主に照会したうえで雇用することができるという規定である。株仲間は多角的懲罰戦略を通じて、雇用についてのエージェンシー関係を支える役割をも担っていたのである。

多角的懲罰戦略が有効に機能するためにはいくつかの条件が必要とされる。その一つに、ある取引相手が不正を働いたという情報が、結託ないし仲間全体に迅速に伝えられる情報伝達機構ある。多くの株仲間規約はこの点についても規定していた。すなわち株仲間においては、文書を回す（表3-⑧）、記録する（表2-A-⑥、表3-⑤、表3-⑦）、公開する（表2-A-⑤）などの方法によって取引相手の不正に関する情報が伝達され、多くの場合、行司が情報の媒介者としての役割を担った（表2-B-①、表2-B-③、表2-B-④、表3-⑦、表3-⑧）。

いま一つの条件として、ある取引相手が不正を働いて多角的懲罰を受けた場合、その結果、その取引相手の利得が十分小さくなるということが挙げられる。ある株仲間から取引を停止されても、他に十分な取引機会があるとすれば、取引停止によって受ける利得の減少は軽微であり、懲罰の有効性は低くなる。この条件を充足するうえで、株仲間が排他的な営業特権を有していたことが意味を持ったと考えられる。株仲間の営業特権のために、仲間以外の同業者がその地域には少なく、不正を行った取引相手が株仲間との取引を停止された場合、同じ商品を取り扱い続けるかぎり、その取引額は大幅に縮小せざるを得なかつたであろう。すなわち、株仲間の営業特権が、エージェンシー関係をめぐるゲームにおいて、多角的懲罰戦略が均衡になるように、ゲームのパラメータを変える役割を果たしていたのである。この意味で、本章が着目した株仲間の取引制度としての機能は宮本[1938]のいう「独占機能」と独立ではなかったといえる。

4. 株仲間機能の実証分析：実験としての天保改革

第1節で述べたように、歴史制度分析の命題を実証することは必ずしも容易ではない。しかし、近世日本の株仲間については、格好の実証的テストの機会がある。18世紀に株仲間を積極的に公認した幕府は、1840年代の天保改革において一転して株仲間をほぼ全面的に解散させる政策を探った。天保12年（1841年）の株仲間停止令である*10。翌年の触書で確認されたように、株仲間停止令は菱垣回船問屋だけでなく、全国の原則としてすべての仲間に適用された。幕府が、株仲間が1820年代に始まるインフレーションの主因と見なしたことによる。株仲間の禁止は、後述する理由のために10年後の嘉永4年（1851年）の問屋再興令によって解除された（宮本[1938]、pp. 337-343）*11。

この点に着目すると、株仲間が禁止されていた1842年から1850年の9年間の経済を禁止前の期間と比較することによって、株仲間の機能を実証的にテストすることができると考えられる*12。株仲間が取引統治機能を持っていたという前節で述べた仮説から、株仲間の禁止は市場取引の混乱と縮小をもたらすというインプレッションが導かれる。これを現実と照合することによって上の仮説をテストするわけである。

宮本[1938]は、株仲間が禁止された結果、1841年以降、「生産組織畏縮・配給組織混乱・諸品不融通」と「信用途絶」が生じたとしている。その論拠の一つとされているのは、江戸町奉行遠山景元の諸意見書である。嘉永元年（1848年）の意見書の中で遠山は、株仲間禁止の結果、「銘々旧来の株式滅却いたし、金銀益

*10 「菱垣廻船問屋共よりこれ迄年々金一万二百両宛冥加納致し來たり候処、問屋共不正の趣も相聞こえ候に付き、以来上納に及ばず候、もっとも向後右仲間株札は勿論、この外すべての問屋仲間並びに組合などと唱え候儀は相成らず候、右に付きては、これ迄右船に積み來たり候諸品は勿論、すべて何国より出候何品にても素人直売買勝手次第たるべく候」（藤田[1989]、pp. 146-147）。

*11 ただし、①株札は交付せず、冥加金を上納する必要はない、②仲間加入を希望する者がある場合は必ず許容し、明白な理由なく人員を制限することは許されない、とされた点で天保改革以前の状態に完全に復帰したわけではない（宮本[1938]、pp. 324-338）。

*12 問屋再興令は株札交付と冥加金の廃止、および仲間人員の制限に対する規制を規定していた点で天保改革以前への完全な復帰をもたらさなかつたことを考慮すると比較の対象は1841年以前の期間の方が適当である。

々不融通に相成、物価は引下る事もなく、只々難儀之趣にのみ相聞」と書いている（p. 330）。また大阪西町奉行阿部正蔵の同じ時期の答申にも「江戸表同様諸株諸仲間差止何品ニ不寄素人勝手次第直売買為致候而は諸色取引区々ニ相成相場相立不申而已ならず却而取締筋も行届申間敷其々融通片寄国々日用差支御府内融通合ニも拘可申と奉存候」と書かれている（川浦[1959]、pp. 130-131）。1850年に問屋再興令が制定されたのは、このような認識が幕閣に受け入れられたことによるものであった。問屋再興後の安政三年（1856年）に幕府が諸色掛名主*13に命じて行わせた調査も、株仲間停止によって流通機構が混乱し、商品流通が不円滑になったことを示している。（本庄[1931]）。

さらに本庄[1930]は絹織物産地西陣について次のような御寮織物司及び高機元八組行司共の陳情書を引用している（pp. 47-48）。

西陣織物之義者御当地第一之名産に而御座候、近年織職之者共は不及申、糸道に携候者共追々困窮におよび、往古よりの風儀を取崩し、手抜きし織物を仕出し素人を相惑し候族も御座候により、古来の風儀相守居候織屋共之響に相成、其上右様に成行候而者、往々御召御用之織物を始、御大切之御品にも姦成工夫を以手抜扱仕出可申哉も難斗、殊に御改正後相始め候織屋等何之弁も無之、不実之工夫等相習ひ当地名産之名失ひ候様可相成哉と嘆か敷奉存候

株仲間禁止後に参入した織屋が買い手の無知につけ込んで粗製濫造した商品を出荷し、西陣の産地としての名声を落とした点を強調したものであり、文字通り絹織物産地西陣で取引統治機能が低下したことを見ている。

上に挙げたいいくつかの記述資料は、いずれも株仲間が取引統治機能を担っていたという仮説を支持している。次に、同じ仮説を数量的なデータによってテストすることを試みる。まず、株仲間停止の影響を印象的に示すデータを挙げておこう。図2は三井家が経営していた呉服店、越後屋江戸本店の売上高の推移を示している。株仲間停止令の翌年にあたる1842年に売上高が激減し、以後、低い水準に停滞した。1841～1842年に構造変化があったことは明らかであろう*14。ただし、

*13諸色掛名主は、物価を監視する目的で名主から41名を選んで1843年に幕府によって任命された（幸田[1928]、p. 373）。

*14越後屋江戸本店の売上高は『目録吟味寄』（三井文庫所蔵、本857～864）による。このデータの利用については、三井文庫および同文庫研究員の賀川隆行氏、公文藏人氏のお世話を参考にした。記して感謝したい。

一般に個別経営のデータにはその経営に特殊的な事情が反映されるし、特にこのケースでは、天保改革以前の越後屋が株仲間の営業特権を享受していたというバイアスを免れない。これらの問題を避けるためには、産業別ないしマクロ的データを用いることが望ましい。

以下で行う分析の方針は、第2節で近世における市場経済の発展を確認した際に参照したデータを、株仲間禁止を挟む前後の期間について比較し、株仲間の禁止が市場経済のパフォーマンスの低下をもたらしたかどうかを調べるというものである。第一に実質貨幣残高の成長率を取り上げる（図3）。棒グラフは同じく明石[1989]による飢饉指標である。この指標は『誠齋雑記』の年貢率と『日本の天災・地変』を参照して、農産物の作柄を飢饉・凶作・不作・（準）不作・豊作の4段階に区分したもので、飢饉を4、豊作を0としている。飢饉指標を並記したのは、依然として農業のウェイトが高かった近世経済では、天候等に起因する農業へのサプライ・ショックが経済パフォーマンスに大きな影響を与えると考えられるからである。飢饉指標が4となる1836年・37年はいわゆる天保飢饉の年にあたる。この両年に実質貨幣残高成長率が大幅なマイナスに落ち込んでいる事実は、実質貨幣残高成長率を経済成長率の代理変数と見てもそれほど無理がないことを示している。

実質貨幣残高成長率は、株仲間が禁止されていた9年間のうち7年について負となっている。同期間の年平均成長率はマイナス2.29%であった。一方、株仲間禁止前の9年間（1833年～1841年）については、実質貨幣残高は平均すると年率0.571%のプラス成長となる。すなわち、株仲間機能に関する本章の仮説から期待された通り、株仲間禁止期間には、直前の時期より経済活動の拡大テンポが低下し、絶対的にも経済活動が縮小した。しかも、株仲間禁止前の期間には天保飢饉の2年間が含まれ、一方、禁止期間には飢饉指標が4となる年は含まれていなかった。したがって株仲間禁止期間における経済活動の縮小を、天候不良等による農業に関するサプライ・ショックによって説明することはできない。

以上の結果は、株仲間禁止が実質貨幣残高成長率に構造変化をもたらしたことを見唆している。この点を、まず実質貨幣残高成長率を、定数項、タイムトレンド、飢饉を示すダミー変数、株仲間禁止期間を示すダミー変数に回帰することによってチェックした。飢饉ダミーは上の飢饉指標が4の年に1、他の年に0、株仲間禁止ダミーは1842～1850年に1、他の年に0をとる変数である。両ダミー変数の係数はともに負になると期待される。計測結果は表4の式(1)の通りである。飢饉ダミーの係数は1%水準で有意に負となる。ここで注目している株仲間禁止ダミーの係数は期待された通り負であり、t値の絶対値も1.981とかなり大きい（p値は0.0676）。さらに係数の絶対値0.1414は、株仲間禁止期間の実質貨幣残高成長率

の低下が、非常に大きなものであったことを示している。式(1)で有意とならなかったタイムトレンドを独立変数から落とした式(2)では、株仲間禁止ダミーの係数のt値が上がり、5%水準で有意となる。

経済パフォーマンスの指標として第二に物価を取り上げる。第2節で述べたように、価格変動の地域間の相関度は市場機構の機能の程度の指標となる。株仲間禁止が市場機構の機能を低下させたとすれば、それは価格変動の地域間の相関度が低下に反映されると考えられる。注目されるのは、このような観点からではないが、新保[1982]が江戸物価と大阪物価の変動を比較して、「幕末期における一般物価の大坂／江戸比の長期的趨勢が、1840年代中ごろをさかいとにして大きく転換している」という事実を指摘していることである(p.11)。

新保[1982]は物価の5カ年移動平均系列を用いているが、ここでの分析目的のためには原系列の方が望ましい。そこで同論文が用いた原資料にもどって、あらためて同じ方法で江戸と大阪の物価指数を作成した。採用品目は江戸、大阪とともに（玄）米、白米、大麦、大豆、縹締、蠟、黒砂糖、味噌、醤油、清酒の10品目、ウェイトは（玄）米が30%、他は一律に7%である*15。両地域の物価変化率の推移は図4のようになる。1840年代初めまでのきわめて高い相関が以後低下したことが明らかであろう。両地域物価変化率の相関係数は、株仲間禁止前（1833～1841年）が0.961、株仲間禁止後（1842～1850年）が0.788である。物価指数に採用した個々の品目について、それぞれ同じ2つの期間について両地域の価格変化率の相関係数を計算すると表5のようになる。10品目中8品目で相関係数が低下し、上昇した品目は1（大豆）、ほぼ不変の品目が1（大麦）であった。個別品目について見ても、米を含めて大部分について江戸と大阪の間の価格変化率の相関が低下したといえる。

米については、同じ分析を江戸・大阪だけでなく、全国のより広範な地域について行うことができる。岩橋[1981]は、大阪・近江・播州・福知山・広島・防長・佐賀・熊本・江戸・名古屋・信州・会津・出羽の13地域について米価の時系列を掲載している。これらの中の2地域づつの組み合わせ全て（各期間78ペア）について株仲間禁止前（1833～1841年）と株仲間禁止後（1842～1850年）の価格変化率の相関係数を求め、両期間の間で比較する（表6）。上記13地域のうち大阪から

*15原資料は金融研究会編[1937]、三井文庫編[1952]、宮本又次編[1963]。新保[1982]、したがって本章では、味噌・醤油・清酒の3品目について大阪価格の代わりに京都価格を用いている。これら3品目については宮本[1980]の京都金相場、その他7品目については新保[1978]の大坂金相場によって両立てに換算した。

熊本までの8地域の米価は銀建てで表示されているので、新保[1978]（p.173）の大坂金相場で金建てに換算した。

各期間の相関係数全体の平均は株仲間禁止前が0.824、禁止後が0.487であり、大幅な相関の低下が認められる。13の地域それぞれについて相関係数を平均し、両期間で比較すると信州を除く12の地域で株仲間禁止期間に平均値が低下したことがわかる。さらに78の組み合わせそれぞれについて両期間を比較すると78のうち70の組み合わせについて相関係数が低下した。株仲間禁止期間はその直前の期間と比べて、地域間の価格裁定機能が相対的に低下したことがほぼ確実であるといえよう*16。

以上、記述資料と数量データを用いてさまざまな角度から株仲間禁止期間の日本経済について検討してきた。いずれの分析も株仲間禁止期間に停止前に比べて経済のパフォーマンスが低下、ないし市場機構の機能低下が生じたことを示している。これらの結果は、株仲間が市場における取引統治機能を担っていたという本章の仮説を裏付けるものである*17。

5. おわりに

近世の日本では1790年前後から持続的な市場経済の発展が始動した。一方、繰り返された相対済令は公権力による契約の第三者執行に重大な不備があったことを含意している。すなわち、近世の日本は、公権力による契約の第三者執行に不

*16宮本[1988]は同じ13地域について各年の米価水準の変動係数をクロスセクションで計算してその推移を検討した。その結果、1830年代以降に変動係数が上昇したとして、これが「米市場の全国的ネットワークに構造的变化が生じたことを暗示している」と指摘している。宮本は株仲間については言及していないが、本章の視点から見ても重要な事実発見といえる。

*17本節が焦点をあてた「実験」とは逆に、ある時点に株仲間が組織された場合、その前後で市場取引のパフォーマンスを比較することも有力なテストの方法である。株仲間の急速な普及期である18世紀末に実質貨幣残高成長率の持続的成長が始まった事実（第3節）、多くの綿織物産地で同じく18世紀末に問屋制の普及と織物の商品化が始まった事実（第2節）は、本章の株仲間機能に関する仮説と合致する。さらに、新保・長谷川[1988]は、1780年に京都で他国醤油二十一軒問屋が公認され、京都市場における他国醤油の流通機構が整備されたことが竜野醤油業の発展の契機となったことを指摘している（pp. 262-263）。

備がある条件下で市場経済が持続的に発展し得ることを示す事例、いいかえれば公権力による契約の第三者執行が経済発展の必要条件であるというノース的な見方に対する有力な反例を提供する。

公権力に代わって契約執行の役割を担ったのが株仲間であった。株仲間の規約には、仲間の一人に対して不正を働いた取引相手に対して仲間全員が取引を停止するという規定が多く見出される。こうした規定は、Greif[1993]が中世のマグリビ商人について定式化した多角的懲罰戦略を、近世日本の株仲間が用いたことを示している。グライフが明らかにしたように、多角的懲罰戦略は、取引相手が不正を働くインセンティブを低下させることを通じて、不正を防止し、円滑な取引を可能にする。株仲間はこの戦略を、商取引の相手、問屋制によって組織していた小生産者、自己の経営内の使用人などに対して行使した。すなわち、株仲間にによる多角的懲罰は、一般の商取引だけでなく、生産の組織をも支える役割を果たしたと考えられる。

株仲間は、多角的懲罰戦略を有効にするいくつかの条件を備えていた。第一は仲間内における情報伝達の仕組みである。仲間の一人に不正を働いた相手に関する情報は、行司を媒介にして、文書に記録する、回状を回す、公開するなどの方法で周知された。第二は株仲間の営業特権である。株仲間の営業特権は、先行研究ではもっぱら仲間による独占的レントの取得と関連づけて理解されてきた。しかし、その意味は独占的レントに関するものだけではない。株仲間が特定地域で排他的な営業特権を持っていたことは、株仲間の取引停止によって不正を働いた取引相手が被る利得の減少を大きくし、懲罰の有効性を高める意味を持っていた。

本章では、株仲間が多角的懲罰戦略による不正の防止を通じて市場取引の制度的基礎となっていたという理論的仮説を、天保改革時の株仲間禁止が提供する「実験」の機会を利用して実証的にテストした。第一に、いくつかの記述資料は、株仲間停止期間に流通機構が混乱し、粗製濫造が発生したことを報告している。第二に、株仲間禁止期間に、直前の期間と比べて実質貨幣残高成長率が有意に低下した。第三に、物価指数変化率および個別商品価格変化率の地域間の相関が、株仲間禁止期間に、直前の期間と比べて低下した。これらの結果は、いずれも株仲間の禁止が市場経済のパフォーマンスを低下させるという上記仮説のインプレッションと一致する。

参考文献

Duffie, Darrell[1989] *Futures Market*, Englewood Cliffs, Prentice Hall

- Greif, Avner [1989] "Reputation and Coalitions in Medieval Trade: Evidence on the Maghribi Traders," *Journal of Economic History*, 49(4)
- Greif, Avner [1993] "Contract Enforceability and Economic Institutions in Early Trade: The Maghribi Traders' Coalition," *American Economic Review*, 83(3)
- Greif, Avner [1997] "Microtheory and Recent Developments in the Study of Economic Institutions through Economic History," in David M. Kreps and Kenneth F. Wallis, *Advances in Economics and Econometrics: Theory and Applications*, vol. 2
- North, Douglas C. and Thomas, Robert P. [1973] *The Rise of the Western World: A New Economic History*, New York, Cambridge University Press
- 明石茂生 [1989] 「近世後期経済における貨幣、物価、成長－1725-1856」『経済研究』第40巻第1号
- 阿部武司 [1988] 「近世日本における綿織物生産高」尾高煌之助・山本有造編『幕末・明治の日本経済』 日本経済新聞社
- 阿部武司 [1990] 「綿工業」西川俊作・阿部武司編『産業化の時代』上、岩波書店
- 石井良介 [1960] 『日本法制史概論』創文社
- 石井良介 [1982] 『近世取引法史』創文社
- 伊藤隆敏 [1993] 「18世紀、堂島の米先物市場の効率性について」『経済研究』第44巻第4号
- 井上光貞・永原慶二・児玉幸多・大久保利謙編 [1988] 『日本歴史大系』3、山川出版社
- 今井修平 [1986] 「近世都市における株仲間と町共同体」『歴史学研究』560
- 今井修平 [1989] 「株仲間論」村上直他編『日本近世史研究事典』東京堂出版
- 岩橋 勝 [1981] 『近世日本物価史の研究』大原新生社
- 岩橋 勝 [1988] 「徳川経済の制度的枠組」速水融・宮本又郎編『経済社会の成立 17-18世紀』岩波書店
- 岩淵怜治 [1994] 「問屋仲間」川北稔編『交換と消費』弘文堂
- 梅村又次 [1981] 「幕末の経済発展」近代日本研究会編『幕末維新の日本』山川出版社
- 大石慎三郎 [1998] 『享保改革の商業政策』吉川弘文館
- 笠谷和比古 [1994] 「習俗の法制化」、朝尾直弘他編『岩波講座 日本通史』第13巻、岩波書店
- 川浦康次 [1959] 「株仲間解散令と株仲間再興令との関連性－絶対主義の成立と商品流通機構 その2」『名城商学』第8巻第 3・4号

- 桐生織物史編纂会[1935]『桐生織物史』上巻、桐生織物同業会
- 金融研究会編[1937]『我国商品相場統計表』金融研究会
- 幸田成友[1928]『日本經濟史研究』大岡山書店
- 新保 博[1978]『近世の物価と經濟發展－前工業化社會への数量的接近』東洋經濟新報社
- 新保 博[1982]「幕末における江戸の物価水準－大阪との比較において」『國民經濟雑誌』第145巻第5号
- 新保 博・齊藤 修[1989]「概説 19世紀へ」新保博・齊藤修編『近代成長の胎動』岩波書店
- 滝川政次郎[1985]『日本法制史』講談社学術文庫
- 津田秀夫[1961]『封建經濟政策の展開と市場構造』御茶の水書房
- 中井信彦[1971]『転換期幕藩制の研究』塙書房
- 西川俊作・穂本洋哉[1977]「防長一円”經濟表”序説」社会經濟史学会編『新しい江戸時代史像を求めて』東洋經濟新報社
- 林 玲子[1967]『江戸問屋仲間の研究』御茶の水書房
- 藤田 覚[1989]『天保の改革』吉川弘文館
- 藤田貞一郎・宮本又郎・長谷川彰[1978]『日本商業史』有斐閣新書
- 本庄栄治郎[1930]『増訂改版 西陣研究』改造社
- 本庄栄治郎[1931]「幕末の株仲間再興是非」『經濟論叢』第32巻第3号
- 牧 英正・藤原明久編[1995]『日本法制史』青林書院
- 三井文庫編[1952]『近世後期における主要物価の動態』日本學術振興会
- 宮本又次[1938]『株仲間の研究』有斐閣
- 宮本又次編[1963]『近世大阪の物価と利子』創文社
- 宮本又次[1966]『大阪商業史資料』別巻、大阪商工会議所
- 宮本又郎[1980]「幕末明治初期京都の物価変動について；1830～79年－大阪との比較において」『大阪大学経済学』第30巻第2・3号
- 宮本又郎[1988]『近世日本の市場經濟』有斐閣
- 宮本又郎[1989]「物価とマクロ經濟の変動」前掲、新保・齊藤編
- 吉田伸之[1985]「町人と町」歴史学研究会編『講座日本歴史』5、東京大学出版会
- ランデス、デービッド（石坂昭雄・富岡庄一訳）[1980]『西ヨーロッパ工業史』
- 1、みすず書房
- 脇田 成[1996]「近世大阪堂島米先物市場における合理的期待の成立」『經濟研究』第47巻第3号

図1 18-19世紀の経済成長(明石推計)

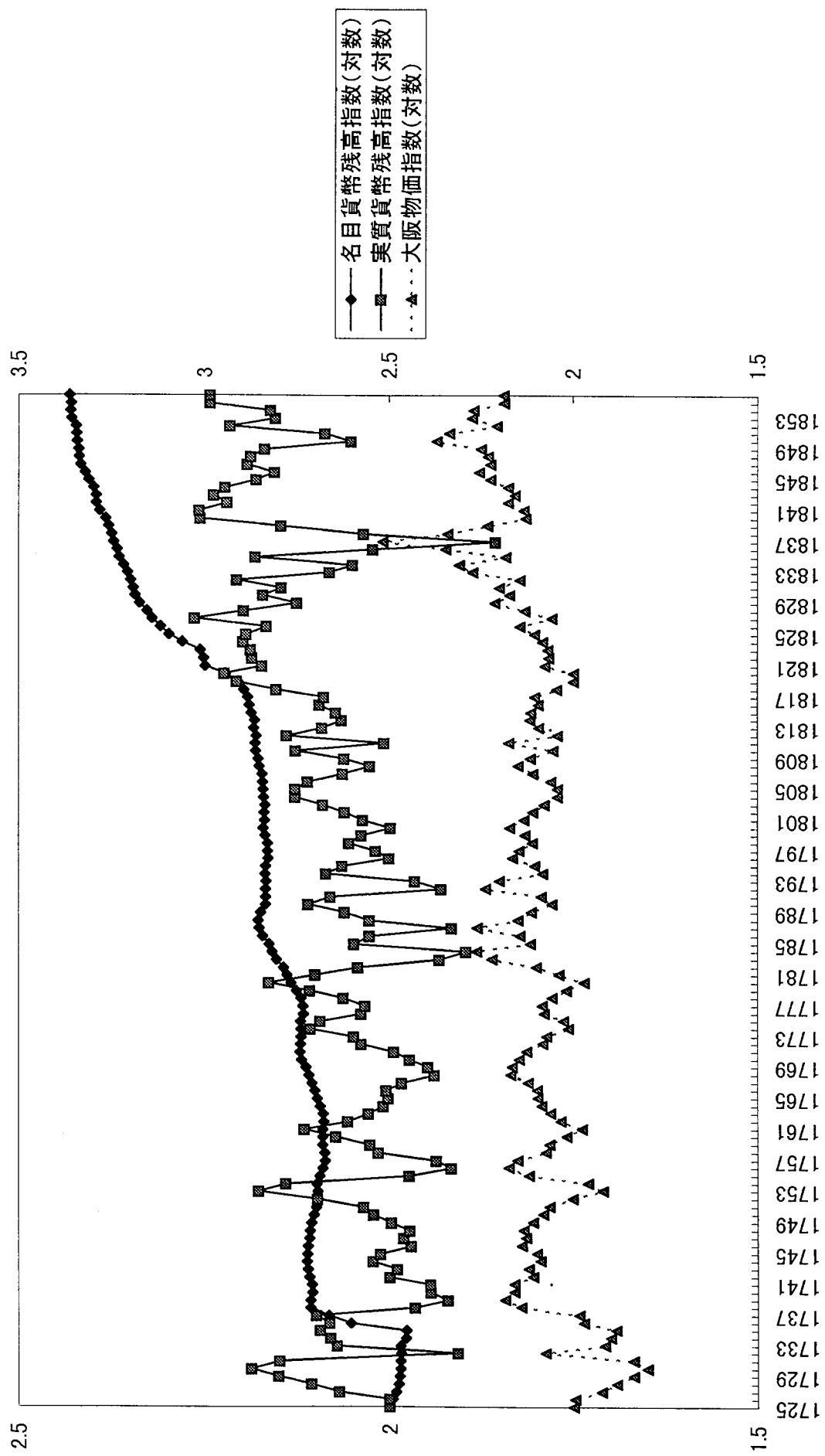


図2 越後屋江戸本店売上高

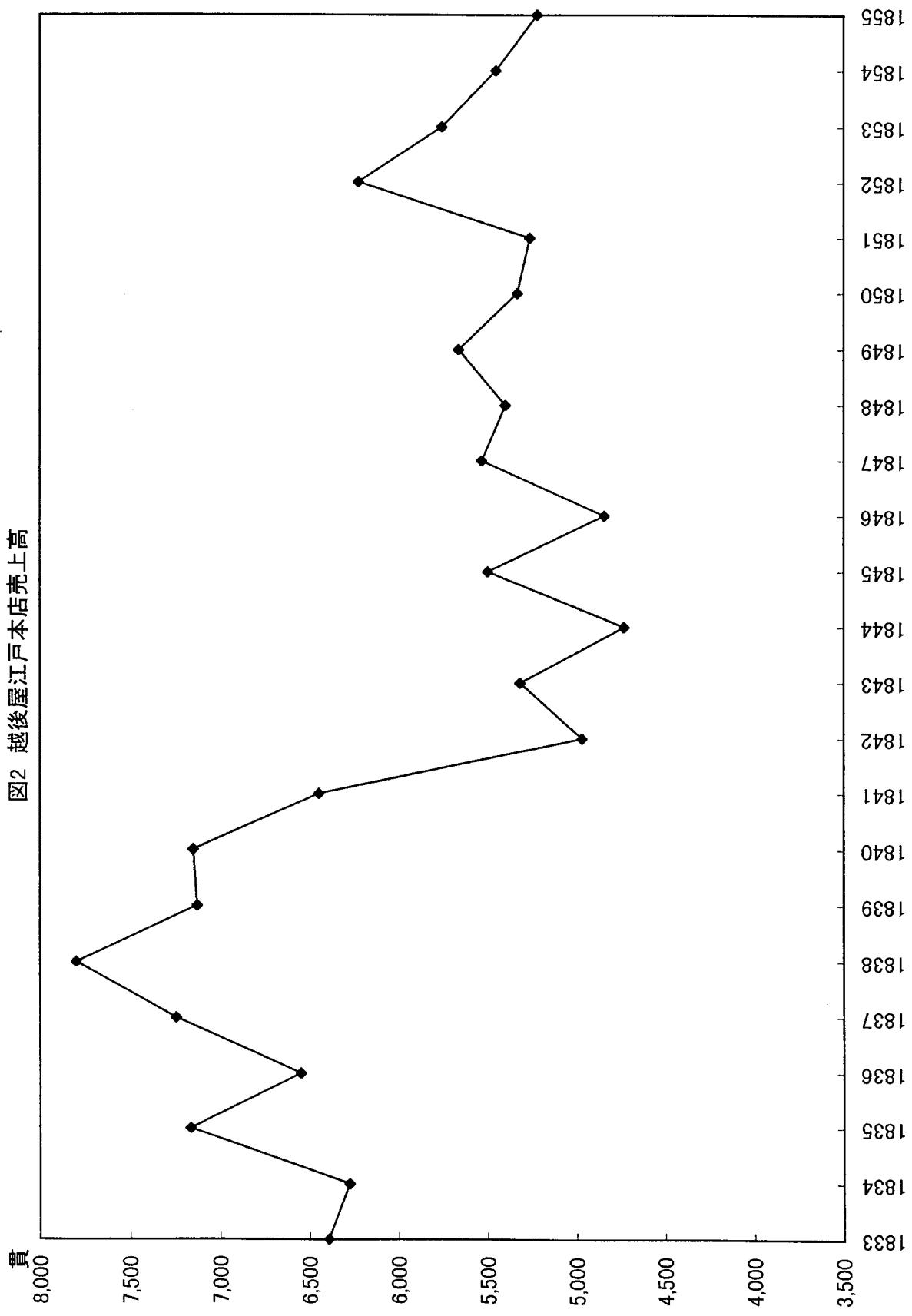


図3 株仲間禁止のマクロ的影響

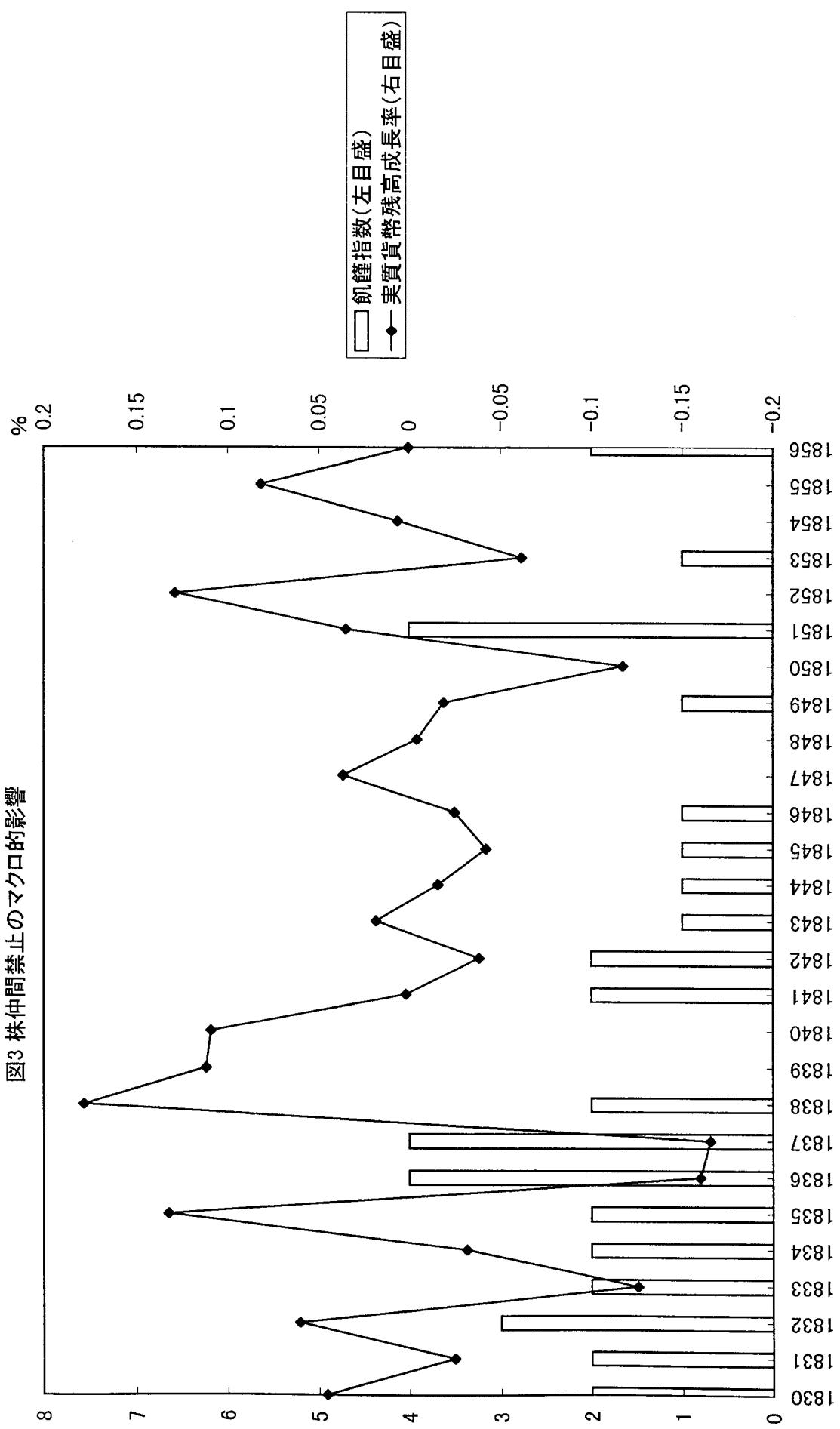


図4 大阪・江戸物価変化率

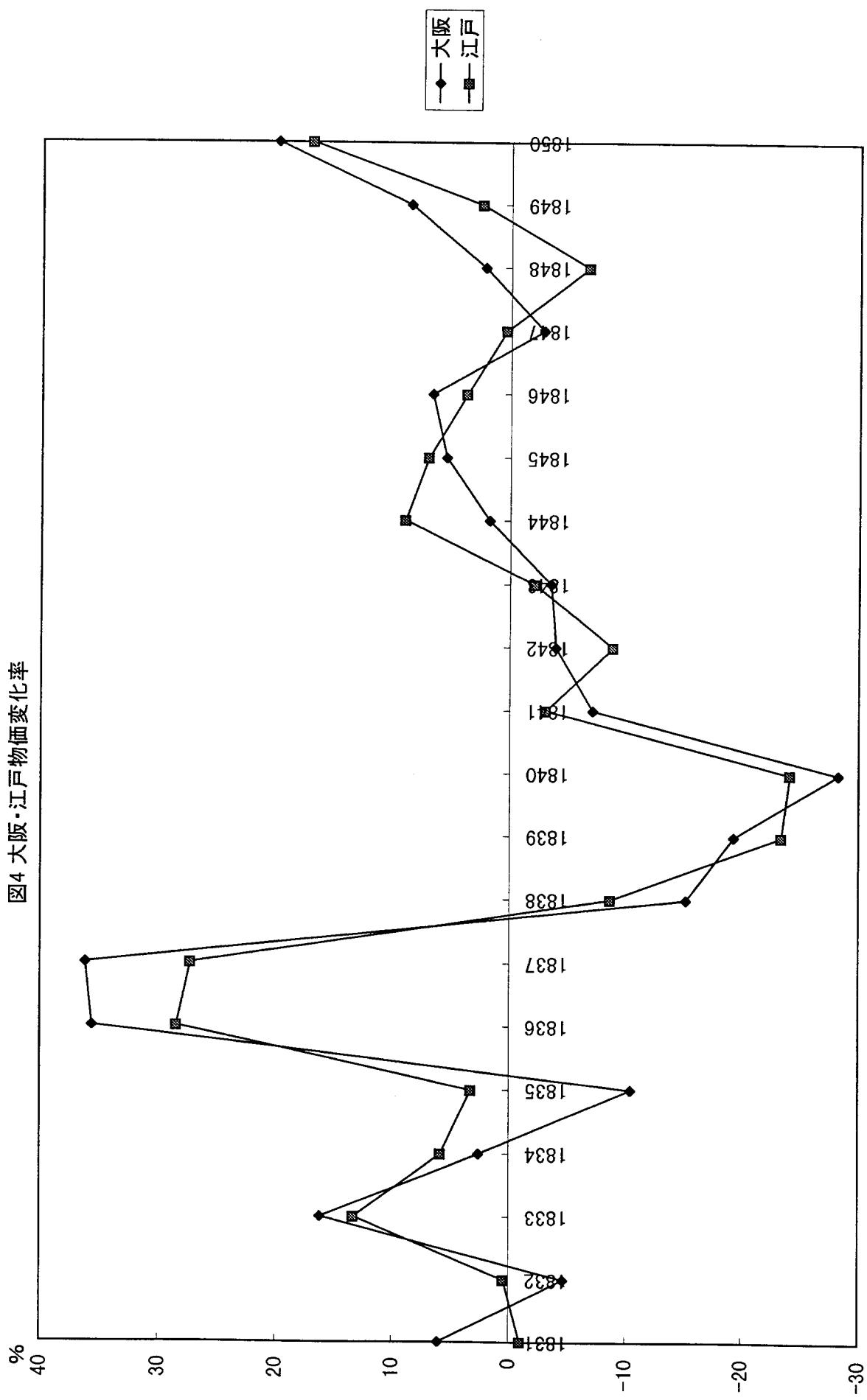


表1 地域間米価変化率の相関係数

	5地方平均	12地方平均
1651-1700年	0.566	—
1701-1750	0.606	0.715
1751-1800	0.641	0.664
1801-1850	0.720	0.684

出所：宮本[1988]、p.398.

注：本文参照。

表2 商取引に関する多角的懲罰の事例

A 問屋仲間

①塩問屋定法(1741年)

当地中買衆之内塩代銀不埒之仁有之候はば問屋中申合一切商売致間敷候。尤塩代銀訳立有之相談の上商致可申候。併右之訳立無之内は縁者厚意杯と申内証に而堅商致間敷候事

②島塩問屋定法(1741年)

口銭定り之内少しに而も減じ渡候仁有之候とも一切請取申間敷候。若右之義に付彼是申仁有之但屋中申合其仁江商を除き可申候事

③淀橋米穀問屋仲間定(1773年)

荷主衆と直段取究買請候荷物不渡仁有之候はば仲間一同取引致申間舗候事

④炭問屋仲間定式帳(1781年)

仲買方炭代銀相滞候仁有之候はば仲間中申合商売相留り可申事

⑤薪問屋永久申合覚(1781年)

問屋払不能之者は其の堀に名前書付差出し店先江致帳市差留可申事

⑥塩魚干魚鰹節三町株元問屋商法申合一札(1787年)

問屋内何れに不寄賣代銀相滞不埒之仲買衆在之候はば其仁の名前書付三町一同買合相留可申々勝手に隨ひ右申堅相背一分之商事致間舗候事

⑦薪問屋定(1788年)

日々壳渡候荷物目立毎度欠等を申候仲買有之候且節季払銀等我儘成仕かけ払方いたし候輩有之間及沙汰市表差留穿鑿可致事

⑧生魚問屋定法帳(1818年)

仲買之内、魚代銀滞候商人有之候はば、相対之上申合壳懸け申間舗事

B 仲買仲間

①砂糖商差上申一札(1781年)

他商売人より組内の者江壳代銀過分之損失相掛候人有之候はば其名前行司へ申出一統取引致組内一統家別に壳買止札張置良銀たりとも一切取引致間敷事、尤損方當人より損銀訳け立相済迄早速可申出事

②藍仲買仲間定(1809年)

滯銀有之商売相休候人再び商売始候とも仲間中古借不残相片付候上取引可仕事。身代限の上名商売候人江藍取引致間敷事

③七組毛綿仲間式目印形帳(1816年)

当地毛綿小壳屋衆中へ銘々より致商内來候処自然右代銀不算用に相成不埒筋に候へば右取引分仲間年行司まで相達右行司より外に行司へ通達有之候へば他より新規に壳込候儀は決して不

④藍仲買仲間一統商事心得方申合印形帳(1834年)

職方藍代取引之儀に付不実意之取計被致候先者年番行司え名前切出し一統相談之上現銀に而敷事。職方衆中之内染崩不実意之取計被致候而渡世差支に相成候趣旨其職方組合より名前切出候はば現銀たり共決して取引致間敷事

資料：宮本[1938]、pp.188-232より作成。

表3 生産の組織に関する多角的懲罰の事例

①宝暦元年米両替商仲間定(1751年)

召仕、手代・子ども不届有之暇遣候はば、早速仲間へ相触可申、仮令其主人 より差構無之候共
抱申す間敷事

②(乾物商)極(1753年)

組合中に召遣ひ候手代不奉公致暇出候者組中え相抱申間敷事

③寛政元年三所綿市問屋株仲間作法書(1789年)

仲間内に召遣候奉公人並中仕等に至るまで主人より暇出候者仲間内へ召遣候儀堅致間敷候事

④文化六年七月御国産藍玉仲買名面帳(1809年)

不奉公人は仲間一統決而召抱申間舗事、但無事に暇を出候奉公人たりとも先主人へ引合之上に
事

⑤七組毛綿仲間式目印形帳(1816年)

萬一右職方名前(紅無地屋、紅摺屋、形附紺屋、絞屋、堺当地更紗屋、同茜屋、藍無地屋、晒屋一
内に不法之義仕候者有之候ば七組一統申合右之仁へは染地遣し不申趣家別に書付帳置可申候
いても七組之外諸国登り毛綿等一切仕間敷一札取置申候間心得違之仁有之候はば前文之通り

⑥文化十三年五月七組毛綿仲間式目印形帳(1816年)

銘々召仕候奉公人不埒有之暇出候もの又は勝手に暇取候者仮令為日雇とも堅召抱申間敷事

⑦文政七年二月改桐生織屋仲間定(1824年)

績屋・貯機屋共に糸目格別にきれ候節は、右目ぎれ之糸代、よりちん織貯之内ニ而、急度引可申
に候歟、惣而不埒之儀有之候ハハ、月行事へ申出べし、仲間一同糸機一切差出申間敷事
男女奉公人、並、日手間取之糸張機拵等、惣而不埒成儀ニ而も、為出候而、差置難相成筋ニ候ハ
事へ可申出、品により名前下げ札に致、一同召遣申間敷事

⑧(椀盃食籠轆轤挽物職仲間)中間取締申合印形帳(1832年)

弟子奉公人年季中不奉公致暇遣候候者有之候はバ早速年行司へ相断可申候其 旨年行司之者、
一同え廻章を以通達仕候、然る上は年行司より沙汰有之 候奉公人召抱候儀は勿論日雇杯と名目
入候義決而致申間敷候、且又年 行司より沙汰無之候とも職向仕覚居候者

資料:宮本[1938]、pp.200-229、桐生織物史編纂会[1935]、pp.368-369より作成。

表4 株仲間停止の影響に関する回帰分析の結果

	(1)	(2)
定数項	0.0333 (0.780)	0.0625 (2.060)
タイムトレンド	0.0065 (0.972)	
株仲間停止ダミー	-0.1414 (-1.981)	-0.0830 (-2.160)
飢餓ダミー	-0.2254 (-3.704)	-0.2254 (-3.711)
adR2	0.418	0.421

注: ()内はt値.

表5 江戸・大阪価格変化率の相関係数

	1833-1841	1842-1850
平均(物価指数)	0.961	0.788
(玄)米	0.932	0.191
白米	0.955	0.734
大麦	1.000	1.000
大豆	-0.068	0.707
綿花	0.498	0.368
蠅	0.853	0.473
黒砂糖	0.911	0.616
味噌	0.613	0.001
醤油	0.928	0.467
清酒	0.630	0.185

資料：金融研究会[1937]；三井文庫編[1952]；宮本編[1963]。

表6-a 地域別米価変化率の相関(1833-1841年)

	大坂	近江	播州	福知山	広島	防長	佐賀	熊本	江戸	名古屋	信州	会津	出羽	平均
大坂	1.000													0.892
近江	0.969	1.000												0.853
播州	0.937	0.909	1.000											0.877
福知山	0.974	0.962	0.979	1.000										0.893
広島	0.976	0.964	0.956	0.973	1.000									0.894
防長	0.969	0.910	0.941	0.966	0.951	1.000								0.888
佐賀	0.937	0.895	0.977	0.975	0.944	0.952	1.000							0.873
熊本	0.821	0.776	0.911	0.889	0.876	0.875	0.903	1.000						0.815
江戸	0.892	0.940	0.864	0.916	0.886	0.819	0.830	0.777	1.000					0.797
名古屋	0.992	0.972	0.912	0.961	0.955	0.941	0.909	0.790	0.924	1.000				0.874
信州	0.341	0.123	0.356	0.280	0.336	0.418	0.379	0.481	0.108	0.302	1.000			0.325
会津	0.947	0.889	0.900	0.915	0.962	0.951	0.885	0.860	0.811	0.918	0.511	1.000		0.874
出羽	0.943	0.928	0.879	0.929	0.952	0.960	0.888	0.824	0.800	0.909	0.268	0.941	1.000	0.852
平均														0.824

注:本文参照.

表6-b 地域別米価変化率の相関(1842-1850年)

	大坂	近江	播州	福知山	広島	防長	佐賀	熊本	江戸	名古屋	信州	会津	出羽	平均
大坂	1.000													0.642
近江	0.867	1.000												0.572
播州	0.893	0.888	1.000											0.676
福知山	0.829	0.807	0.939	1.000										0.659
広島	0.458	0.259	0.450	0.663	1.000									0.400
防長	0.851	0.819	0.924	0.971	0.631	1.000								0.667
佐賀	0.603	0.633	0.789	0.912	0.736	0.921	1.000							0.569
熊本	0.702	0.695	0.779	0.832	0.765	0.847	0.874	1.000						0.582
江戸	0.086	-0.212	0.037	-0.014	0.144	-0.044	-0.069	-0.092	1.000					0.001
名古屋	0.481	0.284	0.274	0.216	0.281	0.316	0.189	0.310	0.646	-1.000				0.237
信州	0.624	0.691	0.634	0.430	-0.095	0.532	0.316	0.442	-0.379	0.041	1.000			0.373
会津	0.649	0.616	0.763	0.605	0.149	0.567	0.400	0.449	-0.088	-0.100	0.750	1.000		0.468
出羽	0.656	0.518	0.735	0.719	0.359	0.673	0.524	0.385	-0.003	-0.090	0.494	0.852	1.000	0.485
平均														0.487

注:本文参照.